

西興部村新型インフルエンザ等対策行動計画

**令和8年3月
西興部村**

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	-1
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	-1
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	-2
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	-4
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	-6
第5節 対策推進のための役割分担	-9
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	-12
第1節 村行動計画における対策項目等	-12
第3章 村行動計画の実効性確保等	-15
第1節 村行動計画の実効性確保	-15
第2節 村行動計画等	-15
第2部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	-16
第1節 準備期	-16
第2節 初動期	-16
第3節 対応期	-17
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	-18
第1節 準備期	-18
第2節 初動期	-18
第3節 対応期	-19
第3章 まん延防止	-20
第1節 準備期	-20
第2節 初動期	-20
第3節 対応期	-20
第4章 ワクチン	-22
第1節 準備期	-22
第2節 初動期	-26
第3節 対応期	-28
第5章 保健	-31
第1節 準備期	-31
第2節 初動期	-31
第3節 対応期	-31
第6章 物資	-32
第1節 準備期	-32
第2節 初動期	-32
第3節 対応期	-32
第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保	-33
第1節 準備期	-33
第2節 初動期	-34
第3節 対応期	-34

第Ⅰ部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第Ⅰ節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。

病原性が高まん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、村民の生命及び健康、村民の生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、村民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策^{※1}を村の危機管理に係る重要な課題と位置づけ、以下の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
- ・適切な医療の提供により、重症患者数や死者数を減らす

(2) 村民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、村民生活及び社会経済活動への影響を軽減する
- ・村民生活及び社会経済の安定を確保する
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす
- ・事業継続計画(BCP)の作成や実施等により、医療の提供の業務又は村民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナでの経過を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねない。村行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

国においては、科学的試験及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

道においては、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、村は、道の政策決定を踏まえつつ、村行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急激なまん延のおそれがあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急激なまん延のおそれがあるもの）

対策実施上の時期の区分

準備期	初動期	対応期
国内外において新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本の方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、村及び事業所等における事業継続計画等の策定、村民の対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として各般の対策を講じる。 ・国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、村は、道、保健所、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や村民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的試験の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ・最終的には、流行状況が収束し、措置法によらない基本的な感染症対策に行こうする時期を迎える。

【対応期の留意点】

村民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小による接触機会の抑制等に医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等も含めた医療対応を組合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものえあり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防の取り組むことはもとより、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが必要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、村民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは困難であり、事業者や村民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

I 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭し、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな感染症が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生時期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染症の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合を織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等^{※2}）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの大きな流れ）

具体的には、前記Iの有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分、有事のシナリオを想定とする。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

(1)初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

※2 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）という。

(2) 対応期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対応本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生段階では、病原性の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染症動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、治験の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）

④ 措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類に応じた対策を定めるにあたっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や支援の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

村、国、道又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生等やその準備段階に、特措法その他法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

I 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が村内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備する。

(3) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた普段の不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や村民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 国や道との連携等のための DX の推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DX の推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により村民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、村は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、村民の生命及び健康の保護と村民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。村は、必要な協力をう。

(2) 村民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

村、国及び道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、村民等の理解や協力が最も重要な。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の村民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止重点措置や緊急事態宣言等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける村民等や事業者の状況を踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本人権の尊重

村、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、村民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最低限のものとする^{※3}。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、村民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等(福祉・介護従事者等を含む)に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっても村民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

※3 特措法第5条

4 関係機関相互の連携協力の確保

西興部村新型インフルエンザ等対策本部（以下、「村対策本部」^{※4}という。）は、政府対策本部及び道対策本部^{※5}と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように道に要請する。道はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う^{※6}。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

村は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対策についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、道及び村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、村には、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、道及び村は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

※4 特措法第34条

※5 特措法第24条第1項及び第36条第2項

※6 特措法第24条第1項及び第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

1 國の役割

國は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する^{※7}。

また、國は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等の点検及び改善に努める。

國は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を協力に推進する。

その際、國民や事業者の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、國が決定した基本的対象方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する^{※8}。

（1）道

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、國が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（2）村

村は、住民に最も近い行政単位であり、村民に対するワクチンの接種や、村民の生活、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、國が決定した基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

※7 特措法第3条第1項

※8 特措法第3条第4項

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域ケア会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、措置法に基づき^{※9}、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療機関の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める^{※10}。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められている。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため^{※11}、平時からマスクや消毒液等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

※9 特措法第3条第5項

※10 特措法第4条第3項

※11 特措法第4条第1項及び第2項

7 村民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素から健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等について情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める^{※12}。

※12 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 村行動計画における対策項目等

1 村行動計画の主な対策項目

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を確保すること」及び「村民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 村民の生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

村行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は、村民の生命及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、村においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生した又はその疑いがある場合は、村は緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

このため、村は、政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、この時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、村民等、医療機関、事業者が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、村は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるよう情報提供・共有等を行う。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、村民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

このため、道は、国から示される対策の切替の判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等の重点措置の実施や緊急事態措置を行う。

村は、事業者や村民への周知など、必要な協力を行う。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、村民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、村、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、村民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、村民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、村は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことができる。

このため、村は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

(7) 村民の生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、村民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、村は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や村民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や村民の生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

(1) 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、村や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

(2) 村、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町村は村民に最も近い行政単位として予防接種や村民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、村、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は村と道との連携、保健所と保健福祉課の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取組、準備を行うことが重要である。

(3) DX の推進

近年、取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係機関でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用者等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX 推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

第3章 村行動計画の実効性確保等

第1節 村行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

村行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際には、村行動計画も適宜必要な見直しを行い、改訂後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、村民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実践でもできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。村、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画の同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定に必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、村においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、村の行動計画についても必要な見直しを行う。

第2節 村行動計画等

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、村での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、村においても行動計画の見直しを行う。

道は、村行動計画の見直しにあたって、村との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、村は道から提供される情報を踏まえ、村における取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第Ⅰ章 実施体制

第Ⅰ節 準備期

1 実践的な訓練の実施

村は、道行動計画及び村行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 村行動計画の作成や体制整備・強化

- (1) 村は、村行動計画を作成・変更する。村は、村行動計画を作成・変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く^{※14}。
- (2) 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

3 国及び地方公共団体の連携の強化

- (1) 村、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確保及び訓練を実施する。
- (2) 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 政府対策本部が設置され^{※15}、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 村は、必要に応じて、第Ⅰ節（準備期）2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算を確保

村は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国からの財政支援^{※16}の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要な応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

※13 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。

※14 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。

※15 特措法第15条

※16 特措法第69条、第69条の2項及び並びに第70条第1項及び第2項

第3節 対応期

I 基本となる実施体制の在り方

(1)職員の派遣・応援への対応

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときには、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行^{※17}を要請する。
- ② 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める^{※18}。

(2)必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援^{※19}を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保^{※20}し、必要な対策を実施する。

(3)道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要がある新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めたときは、市町村、医療機関、感染症試験研究機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ③ 村は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとする。

(4)村対策本部の設置

村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置する^{※21}。村は、当該村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う^{※22}。

(5)村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する^{※23}。

※17 特措法第26条の2第1項

※18 特措法第26条の4第2項及び第26条の4

※19 特措法第69条、第69増の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

※20 特措法第70条の第1項。新型インフルエンザ等の発生により財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれのあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

※21 特措法第34条第1項

※22 特措法第36条第1項

※23 特措法第37条の規定により読み替えて準備する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

I 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

(1)新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

村の危機管理に係る重要な課題という共通の理解の下に、国、道、村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、国、道、村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制準備を進める。

特に児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

(2)道と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、村民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談受付を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な支援を行う^{※24}。

(3)双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

I 情報提供・共有について

(1)村における情報提供・共有について

村は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、村民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2)道と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、村民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

※24 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する事項

※25 具体的な手順等については「感染症状況に係る都道府県と市町村間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に関する事例について」(令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)参照

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

(1) 村における情報提供・共有について

村は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、村民に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。

(2) 道と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、初動に引き続き、村民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止^{※26}

第1節 準備期

I 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域での集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、村は、平時から道及び医療機関団体と連携を図る。

第2節 初動期

I 国内でのまん延防止対策の準備

村は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

I 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

(1)外出時に係る要請

道は、国から示される対策の切り替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、道は、まん延防止重点措置として、重点区域においての営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態においての生活の維持に必要な場所を除きみだりに居宅等から外出しないなどの要請を行う。

村は、事業者や村民への周知など、必要な協力を行う。

(2)基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込みを避けるなどの基本的な感染症対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

※26 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延防止に関する事項)に対応する記載事項

2 事業者や学校等に対する要請

(1) 営業時間の変更や休業要請

道は、国から示される対策の切り替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行うものに対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業等）の要請を行う。

村は、事業者や村民への周知など、道に必要な協力を行う。

(2) まん延防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、上記 2(1)のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

村は、事業者や村民への周知など、道に必要な協力を行う。

3 その他の事業者に対する要請

- (1) 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染症対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもが通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
村は、事業者である従業員への配慮等の協力を要請する。

- (2) 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

村は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。

4 学校閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。

村は、学校や村民への周知など、必要な協力を行う。

第4章 ワクチン※27

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

村は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品（会場の救急体制を踏まえ、以下必要な物品を準備する） ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膫盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
【文房具類】	
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
【会場設営物品】	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 扇風機/暖房機

2 ワクチンの供給体制

村は、実際にワクチンを供給するにあたっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

※27 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

3 接種体制の構築

(1)接種体制

村は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から西興部厚生診療所及び紋別医師会等の関係者と協力関係を構築する。

(2)特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。

- ② 村は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告する。

(3)住民接種

村は、平時から以下の①から③までのとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。

- ① 村は、国等の協力を得ながら、村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る^{※28}。

ア 村は、住民接種については、国及び道の協力を得ながら、希望する村民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、西興部厚生診療所及び紋別医師会等との連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種が実施できるよう接種の流れを確認する。

(ア) 接種対象者数

(イ) 村職員の人材体制の確保

(ウ) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

(エ) 接種会場の確保（医療機関、その他公共施設、学校等）及び運営方法の策定

(オ) 接種に必要な資材等の確保

(カ) 国、道及び村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築

イ 村は、以下の表2を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村及び道の関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

※28 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口総計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

*乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ウ 村は、医療従事者の確保について、接種方法(集団接種か個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や機関が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、対象者数を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、村は、西興部厚生診療所や紋別医師会等の協力を得てその確保を図るべきであるため個別接種、集団接種いずれの場合も、西興部厚生診療所や紋別医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
 - エ 村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調整)場所、接種の実施に当たる人員配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調整後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、西興部厚生診療所と委託契約を締結し、直接運営を行うことも検討する。
- ② 村は、円滑な接種の実施のため、居住する村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
 - ③ 村は、速やかに接種できるよう、西興部厚生診療所と紋別医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

(1)村民への対応

村は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向の取組を進める。

(2)村における対応

村は、道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、西興部厚生診療所・紋別医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び村民やの情報提供を行う。

(3)保健福祉課以外との連携

保健福祉課は、予防接種施策の推進の当たり、医療関係差等との連携の強化に努めるとともに、全庁体制での取組を進める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、保健福祉課は、教育委員会との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や各学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

(4)DX の推進

- ① 村は、村が活用する予防接種関係システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知ができるなどデジタル化に向けた準備を進める。ただし、電子的に通知を受け取ることができない者に対しては、紙の接種券等を送付するなど柔軟に対応する。
- ③ 村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を村民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行っていた接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

I 接種体制の構築

- (1) 村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築を行う。
- (2) 村は、準備期において必要と判断したワクチンの接種に必要な資材について、適切に確保する。

2 接種体制

(1)特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する村、国及び道は、西興部厚生診療所・紋別医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、村は、接種体制を構築する登録事業者に対して医療従事者の確保に向けて調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2)住民接種

- ① 村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、保健福祉課の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、防災担当部署（企画総務課）・人事管理を担う部署（企画総務課）も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するための必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、村及び道の関係部署が連携して行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、村は西興部厚生診療所・紋別医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 村は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、西興部厚生診療所、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公共施設、学校等など公的な施設等の医療機関以外での会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村及び道の関係部局、紋別医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営用法を検討することとし、医療従事者以外の運営委員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届け出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してあらかじめ西興部厚生診療所等の協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、紋別医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる二次医療機関等を選定して、西興部厚生診療所等や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲の囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等必要な措置を講ずる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状態を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 村は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、道を中心に関係者に対する聴取や調査を行って管内の在庫状況を含む偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- (4) 村は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることも考えられるため、道を中心には他の製品を活用することも含めて地域間の融通等を行う。

2 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するための緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

① 予防接種体制の構築

- ア 村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- イ 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ウ 村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所の設備、接種に要する資材（副反応の発生するためのものを含む。）等を確保する。
- エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者において掲示等により注意喚起すること等により、村は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報をより慎重に行う。

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

カ 村は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の関係部局、西興部厚生診療所・紋別医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

② 接種に関する情報提供・共有

ア 村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 村が行う受診勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逃すことのないよう対応する。

ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとなる。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

③ 接種体制の拡充

村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公民館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の関係部局や西興部厚生診療所等と連携し、接種体制を確保する。

④ 接種記録の管理

国、道及び村は、地方公共団体で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害の因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は村がその結果に基づき給付を行う。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村において行う。
- (3) 村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

4 情報提供・共有

- (1) 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- (2) 村は、地域における接種に対する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、村は、引き続き定期の予防接種の必要性の周知に取組む。

5 特定接種に係る対応

村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

6 住民接種に係る対応

- (1) 村は、実施主体として、村民からの基本的な相談に応じる。
- (2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施する者であり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ① 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ② ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ③ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ④ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (3) これらを踏まえ、広報に当たっては、村は、次のような点に留意する。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える。
 - ③ 接種の時期、方法など、村民一人一人がどのように対応するべきかについて、わかりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 紋別保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、村は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から紋別保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 有事体制への移行準備

村は、紋別保健所が感染症有事体制に移行するにあたって、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第3節 対応期

(1) 健康観察及び生活支援

- ① 村は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 村は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接種者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

村は、道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、村民等の理解を深めるため、村民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供にあたっては、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第 6 章 物資^{※29}

第 1 節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等^{※30}

- ① 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する^{※31}。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる^{※32}。
- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。

第 2 節 初動期

(1) 感染症物資等の備蓄状況の確認

村は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第 3 節 対応期

(1) 感染症対策物資等の備蓄の状況等の確認

村は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

※29 特措法第 8 条第 2 項第 2 号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

※30 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

※31 特措法第 10 条

※32 特措法第 11 条

第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保^{※33}

第1節 準備期

(1)情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2)支援の実施に係る仕組みの整備

村は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3)物資及び資材の備蓄^{※34}

- ① 村は、村行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）(1)①で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する^{※35}。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4)生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者^{※37}等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(5)火災体制の構築

村は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

※33 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

※34 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

※35 特措法第10条

※36 特措法第11条

※37 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

(1)事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。また、道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

村は、事業者や村民への周知など、必要な協力を行う。

(2)生活関連物資等の安定供給に関する村民等及び事業者への呼び掛け

村は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活の関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(3)遺体の火葬・安置

村は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1)村民の生活の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

村は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる心身の影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こども発達・発育に関する影響の対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

村は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限^{※38}やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの補償や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

※38 特措法第45号第2項

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ア 村は、国及び道と連携し、村民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- イ 村は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ウ 村は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- エ 村は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、村民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる^{※39}。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ア 村は、道を通じて国からの要請を受けて、火葬場の管理者である村は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- イ 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ウ 村は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- エ 村は、道を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- オ あわせて村は、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保する。
- カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は、臨時遺体安置所の拡充において早急に措置を講ずるとともに、道からの火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があるときには、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

※39 特措法第59条

(2)社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

村は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び村民生活への影響を緩和し、村民生活および地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる^{※40}。

② 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる^{※41}。

③ 村民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

村は、道と連携し、本性の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた村民生活及び社会経済活動の影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、社会基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

※40 特措法第63条の2第1項

※41 特措法第52条